

2010年12月9日

高知工場にて汚染土壌処理業の許可を取得

住友大阪セメント株式会社（本社：東京都千代田区、社長：渡邊穰）は、平成22年11月2日、高知工場（所在地：高知県須崎市、工場長：山本繁実）にて、高知県より汚染土壌処理業の許可を取得いたしましたのでお知らせします。これは、平成22年4月に施行された改正土壌汚染対策法（改正土対法）で新設された汚染土壌処理業の許可制度に基づくもので、当社では初となります。

当社セメント工場では、建設工事現場から排出される建設発生土をセメント原料の一種である粘土の代替（＝リサイクル原料）として使用しています。今回の法改正により、法の適用範囲が拡大しましたが、汚染土壌処理業許可を取得したことで、当該範囲の土壌も新たに処理することが可能となりました。

当該土壌につきましても、建設発生土同様にリサイクル原料として使用します。セメント製造における高温焼成プロセスを活かして、有害物質を無害化し、安全で安定的な処理が可能です。また製品の品質管理も法に基づき強化を図ります。これは、処理困難物と言われる副産物・廃棄物のリサイクルを通じた更なる循環型社会構築への貢献を目指す当社の環境リサイクル事業の方向性とも合致するものです。

また、当社グループ会社の八戸セメント株式会社（本社：青森県八戸市、社長：武田健二）で同様の許可を、泉工業株式会社（本社：栃木県佐野市、社長：阿山正博）市川リサイクルセンター（所在地：千葉県市川市）では、分別等処理施設として汚染土壌処理業の許可取得を進めていく予定です。当センターでは、現在首都圏にて発生した建設発生土を収集、改質、保管し、当社セメント工場へ供給していますが、その機能を更に拡充することで、当社グループ独自の土壌リサイクルを確立し、事業拡大を図ってまいります。

【汚染土壌処理業許可の概要】

許可認可元	高知県
許可年月日	平成22年11月2日
汚染土壌処理の種類	セメント製造施設
汚染土壌処理施設の 処理能力	6号キルン 60トン/時 1,440トン/日(24時間) 7号キルン 60トン/時 1,440トン/日(24時間)
受け入れられる 特定有害物質	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

受け入れられる特定有害物質濃度の上限値はなし

本件問合せ先 環境事業部リサイクル営業グループ TEL 03-5211-4538
 総務部IR広報グループ TEL 03-5211-4505